

昭和61年度予算に向けた行財政改革に関する意見

昭和60年7月22日

臨時行政改革推進審議会

政府は、「増税なき財政再建」の基本方針に基づき、臨時行政調査会答申以降各年度の予算において、厳しい概算要求基準を設定し、制度・施策の見直しを進めてきた。その結果、公的年金制度、医療保障制度の改革に見られるように、制度・施策の重要な改革が逐次実施されつつある。

しかし行財政改革の本格的な実行は、まさに軌道に乗りつつあるところであって、今後とも制度・施策の根本に遡る改革措置を、強力に推進していかなければならない。行財政改革の道は険しいものであるが、今が極めて重要な時期であり、連年積み重ねてきた歳出削減の努力の歩みを止めるならば、これまでの改革の成果は一気に水泡に帰することとなる。

したがって、昭和61年度予算においても、厳しく歳出抑制を図り、財政再建を一段と前進させることが不可欠であり、このため政府は大胆な改革姿勢を堅持して、次により、思い切った行財政改革を実行すべきである。

1. 基本方針

各般の緊急な政策課題が差し迫りつつあるが、厳しい国家財政全体の枠の中で、行財政改革の協力的な実施、政策の優先順位の厳しい選択、また当審議会が別に提言する規制緩和

方策をはじめ民間活力の積極的活用を図ることが、何よりも重要である。

(1) 昭和61年度予算の編成に当たっては、引き続き「増税なき財政再建」の基本方針を堅持し、既存の制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出削減を強力に進める。

またこれにより、昭和65年度までの赤字公債依存体質脱却目標へ向けて、公債発行額、とりわけ赤字公債発行額の大幅な縮減を行い、全体としての公債依存度の引下げを図る。

(2) 歳出については、すべての行政分野について、聖域なく、制度・施策の根本に遡った見直しを行い、大胆な削減を図る。

このため、概算要求の段階から、経常・投資両部門を通じて、前年度と同様厳しい概算要求基準を設定し、各省庁の行財政改革の努力を促す。

(3) 歳入については、税の公平・適性確保の観点から、租税特別措置等の厳しい見直しを行うとともに、税外収入の確保に一層努める。

2. 制度・施策の改革合理化の推進

臨時行政調査会答申の未実施事項及び一部実施にとどまっている事項を実施することはもちろん、同答申で個別具体的に指摘していない事項についても、答申の趣旨に沿って制度・施策の見直しが行われるべきであり、昨年7月の当審議会意見及び今次の答申を踏まえ、更に積極的な制度・施策の改革合理化が推進されなければならない。

(1) 社会保障、文教等については、国民の自助努力を前提として、行政の果たすべき役割を徹底して見直すこととし、共済年金改革法案の早期成立を図るとともに、医療費の適正化、老人保健制度の見直し、年金とのバランスを考慮した恩給制度の見直し、義務教育費国庫負担制度等の見直し、私学助成の極力抑制と配分合理化等の措置を推進する。

(2) 農業については、産業として自立し得る農業を確立するため、構造政策への重点化を急ぐこととし、食糧管理に係る財政負担の縮減合理化、農業補助金、価格支持に係る歳出等の節減合理化を行う。また、中小企業については、施策の重点化、効率化を推進し、中小企業対策費を引き続き抑制する。

(3) 公共事業については、中長期的観点から社会資本の効率的な整備を推進することとし、公共事業関係費の総額は引き続き厳しく抑制する。なお、全体としての総事業費の確保に努めるとともに、事業費配分につ

いては重点化・効率化を図る。また、いわゆる大型プロジェクトについては、国の負担を軽減し民間活力の活用を図るための方策を、今後十分検討する。

(4) 国鉄については、国鉄再建監理委員会の答申を踏まえ、経営形態の抜本的改革を推進する。今後適切な雇用対策を講じつつ各般の合理化措置を引き続き強力に実施するとともに、長期債務の処理等に当たっては、国の財政負担に安易に依存し財政状態を更に悪化させることのないよう可能な限りの努力を払う。整備新幹線については、財源問題、並行在来線の廃止等の前提条件を慎重に検討の上、その取扱いを決定するものとする。

(5) 防衛、経済協力、エネルギー、科学技術についても、安全保障、国際社会への貢献等の観点を考慮しつつも、厳しい財政事情を勘案し、これを聖域とすることなく、行政の合理化、効率化を強力に進め歳出を抑制する。

3. 国・地方を通ずる行財政の合理化

国と地方は車の両輪であり、行財政改革を進めるに当たっては、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方を含め、国・地方全体を通ずる行財政の徹底した見直しが必要である。なおこの場合、今後とも危機的な状況が続く国の財政においてはもちろん、地方財政についても、その合理化・効率化を強力に推進することが重要である。

(1) 国・地方を通ずる行政の減量化を図り、

あわせて地方歳出の効率化を進めるため、地方行革を強力かつ計画的に推進するとともに、地方財政計画における歳出については、国に準じ厳しく抑制する。

(2) 地方公共団体に対する補助金等については、行財政の簡素合理化、国・地方の機能分担及び費用負担の見直しの観点から、補助事業の廃止・縮小、一般財源措置への移行、補助率の総合的見直し等を推進する。

また、民間団体等向けのものを含めいわゆる奨励的補助金等は大幅な縮減を図るとともに、会館等各種施設の整備は厳に抑制する。

(3) 地方公共団体間の財源の格差については、地方公共団体の自主性にも配慮しつつ、行政需要の見直しと併せ、留保財源等の既存財源を地方公共団体間で一層均てん化させる方向で検討する。

4. 総人件費の抑制

公務員の士気の保持、公務における労使関係の安定は、極めて重要である。同時に、公務員に係る総人件費の膨張の抑制を図ることも緊要な課題であり、行財政改革の推進に対する国民的支援を得る意味からも、政府として最大限の努力をすべきである。

(1) 人事院の給与勧告制度を維持・尊重しつつ、かつ現下の極めて厳しい財政事情その他国政全般との関連も十分勘案し、給与改定は、政府及び国会が責任を持って適切に決定すべきである。

(2) 給与改定に伴う総人件費の膨張は、行政の合理化、能率化等により、極力抑制する。特に国家公務員の定員については、引き続き計画削減を強力に実施し、定員の大幅な縮減を図る。

(3) 行政の合理化、能率化を積極的に推進するため、臨時行政調査会答申で指摘された行政機構の整理合理化の実施、事務・事業の簡素化及び民間委託等の推進、定員増加をもたらす施策の抑制等を図る。

臨時行政改革推進審議会会長・委員名簿

| | | |
|----|-------|--------------------------------|
| 会長 | 土光敏夫 | 経済団体連合会 名誉会長 |
| 委員 | 大槻文平 | 日本経営者団体 連盟会長 |
| | 瀬島龍三 | 東京商工会議所 副会頭 伊藤忠 商事(株)相談役 |
| | 谷村裕 | (財)資本市場振興 財団理事長 |
| | 柴田護 | 自治総合セン ター会長 |
| | 榎枝元文 | 日本労働組合総 評議会顧問 |
| | 宇佐美忠信 | 全日本労働総同 盟会長 |